

# 東京医科大学公的研究費に係る間接経費取扱要領

平成19年10月31日

東医大発第529号

改正 平成24年9月21日東医大発第520号

(趣旨)

第1条 東京医科大学（以下「本学」という。）における公的研究費に係る間接経費の取扱いについては、文部科学省が定める科学研究費補助金取扱規程及び各府省で定める研究費補助金取扱規程等並びに本学が定める諸規程等によるほか、本要領によるものとする。

(定義)

第2条 間接経費とは、補助金による研究の実施に伴い、本学の研究活動の管理・運営等に必要な経費として、本学が使用する経費をいう。

(目的)

第3条 間接経費は、次の事業等に充てるものとする。

- (1) 本学の研究環境の改善
- (2) 本学全体の研究機能の向上
- (3) 公的研究費による研究実施に伴い必要となる事務等管理経費

(間接経費の受入決定等)

第4条 研究代表者は、補助金の交付決定通知書に記載された間接経費を本学に譲渡しなければならない。

2 研究代表者は、間接経費の譲渡にあたり、間接経費譲渡申出書（別紙様式1）を学長あてに提出するものとする。

3 間接経費譲渡申出書の管理・保管は研究支援部研究支援課が行う。

(間接経費の使途等)

第5条 研究代表者より譲渡された間接経費は、その全額を研究支援部研究支援課で管理し、全学共通の使途とするものとする。

2 間接経費の使途及び配分については、学長が決定するものとする。

3 間接経費は、直接経費として充当すべきものに使用することはできない。

(管理)

第6条 間接経費の使用については、収支簿を作成し適正な執行及び管理に努めなければならない。

(精算)

第7条 研究代表者が転退職した場合あるいは研究を中止した場合は、直接経費の執行状況をもとに精算するものとする。

(報告)

第8条 間接経費の配分を受けた部局の長は、毎年度の事業報告書（別紙様式2）を翌年度の4月末までに学長あてに報告しなければならない。

(補足)

第9条 この要領に定めるもののほか、間接経費に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年10月23日から施行し、平成19年7月1日から適用する。

附 則（平成24年9月21日東医大発第520号）

この要領は、平成24年9月21日から施行し、平成24年9月1日から適用する。（第4条第3項、第5条第1項の改正）

(別表)

## 間接経費の主な使途の例示

本学において、当該研究に関連して間接的に必要となる経費のうち、以下のものを対象とする。

- ① 管理部門に係る経費
  - 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
  - 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

など

② 研究部門に係る経費

○ 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

○ 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

○ 特許関連経費

○ 研究棟の整備、維持及び運営経費

○ 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

○ 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

○ 設備の整備、維持及び運営経費

○ ネットワークの整備、維持及び運営経費

○ 大型計算機（スパコンを含む。）の整備、維持及び運営経費

○ 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

○ 図書館の整備、維持及び運営経費

○ ほ場の整備、維持及び運営経費

など

③ その他の関連する事業部門に係る経費

○ 研究成果展開事業に係る経費

○ 広報事業に係る経費

など

※上記以外であっても、学長が研究課題の遂行に関連して間接的に必要と判断した場合、執行することは可能である。ただし、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

(別紙様式1)

(別紙様式2)